#### 改正

平成31年3月29日規則第17号

足利市景観条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び足利市景観条例(平成22年足利市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この規則において使用する用語の定義は、法及び条例において使用する用語の例による。 (景観計画区域内の行為の届出)
- 第3条 法第16条第1項の届出(同条第2項の規定による変更の届出を含む。)は、行為の着手予 定日の30日前までに行わなければならない。
- 2 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第1項の届出書は、景観計画区域内行為届出書(別記様式第1号)とする。
- 3 条例第7条の規則で定める図書は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為に関する図書で次に掲げるものとする。
  - (1) 当該敷地内の植栽の位置、高さ及び種類を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
  - (2) 当該敷地内に設置する設備又は駐車場、駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場その他施設の 位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
  - (3) 彩色が施された前号の設備又は施設の外観を表示する図面で縮尺50分の1以上のもの
- 4 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書(別記様式第2号) に省令第1条第2項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えて行うものとする。

(規則で定める公表事項)

- 第4条 条例第9条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 勧告をした者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
  - (2) 勧告をした者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
  - (3) 勧告に従わなかった旨
- 2 条例第9条第2項の意見陳述の方法は、足利市行政手続条例(平成8年足利市条例第21号)の 弁明の例により行うものとする。

(身分証明書)

第5条 法第17条第8項及び第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規 定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式第3号)とする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木を表示する標識)

- 第6条 法第21条第2項又は第30条第2項に規定する標識は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の 見やすい場所に設置しなければならない。
- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木である旨の表示
  - (2) 指定番号及び指定年月日
  - (3) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

(景観重要建造物等の現状変更の許可の申請書の様式)

第7条 省令第9条第1項及び第14条第1項の申請書は、景観重要建造物等現状変更許可申請書(別記様式第4号)とする。

(景観重要建造物等の所有者変更の届出)

第8条 法第43条の規定による届出は、所有者変更届出書(別記様式第5号)により行うものとする。

(景観委員会)

- 第9条 足利市景観委員会(以下「委員会」という。)に、会長及び副会長1人を置き、委員の互 選によって定める。
- 2 会長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が不在のときは、 市長が招集する。
- 5 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。
- 8 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月29日規則第17号)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の足利市景観条例施行規則の規定により作成された帳票類で残存するものについては、当分の間、所要の調整をし、改正後の足利市景観条例施行規則の規定による帳票類として使用することができる。

別記様式第1号(第3条関係)

(表)

### 景観計画区域内行為届出書

年 月 日

足利市長 あて

届出者 住 所 〒 (※1)

氏 名

**(F)** 

電話番号

法人その他の団体にあっては、その名 称及び代表者名並びにその主たる事務 所の所在地を記入してください。

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	足利市										
景観計画区域 の 区 分	□景観重点地区内(地区名: 地区) □景観重点地区外										
行為の期間	着手予定日	年	月	日	完了予定日	年	月	日			
		用 途									
	□建築物	行為の区分	新築・増築・改築・移転 外観を変更することとなる(修繕・模様替・色彩の変更)								
		種 類									
行為の種 類	口工作物	用 途									
(※2)		   行為の区分			7築・移転 うこととなる(	修繕・模様替・	・色彩の変	変更)			
	口開発行為	•									
	口土地の形:	質の変更									
	口物件の堆	積									
	住所 〒										
届出の内容に 係る照会先	氏名 電話番号										
(※3)				ては、その名称並びに代表者名及び担当者名並びにその主 人してください。)							
その他の						受	付				
参考事項(※4)											

				X	分	届出部	7分	既存部分	合	計
				敷」	也 面 積					m²
				建身	築 面 積		m <sup>z</sup>	m <sup>z</sup>		m²
				延り	末 面 積		m <sup>z</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
				高	さ		m.	m		
			屋	仕上材料(※5)						
	建築物		屋根	(E)			<u>m</u> z	m <sup>z</sup>	<b></b>	 m <sup>z</sup>
		外			4 1型   仕上材料(※5)			III.		
			H	1	色 彩(※6)					
		観	外壁等		面積		m <sup>z</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
段			等	2	仕上材料(※5) 色 彩(※6)					
計					面 積	l	mz	m <sup>z</sup>		m <sup>z</sup>
は締			構		造(※7)	造	階建	造 階建		
設計又は施行方法				区	分	届出部	7分	既存部分	合	計
法				築 造 面 積			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m²
	  工 作 物			高	き (※8)		m.	m		
	TF +7/1 	外観	仕上材料(※5)							
		観	見 色 彩(※6)							
			構 造 (※7)							
	開発行為		開発の目的							
	    #1 <del>   </del> 11   200			区均	或 面 積					m <sup>2</sup>
	土地の形		変更の目的							
	質の変更			規	模	面積		㎡, 高さ		m
	物件の堆			堆積	の目的					
	稙		規 模					㎡, 高さ		m

#### 備考

- 1 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押 印を省略することができます。
- 2 行為の種類の欄は、該当する行為の□にレ点を付け、該当する行為の区分を○で囲んでください。
- 3 届出の内容に係る照会先欄には、照会先として届出者以外の者(設計者、工事施行者等)を希望する場合に記入してください。
- 4 その他の参考事項欄には、この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可を要する場合や形態意匠が他の法令により義務付けられたものの場合にその旨を記入する等、参考となる事項を記入してください。
- 5 仕上材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください(例:日本瓦、小口タイル、 波形スレート等)。
- 6 色彩欄には、主たる部分の色について、できる限り日本工業規格に従いマンセル値を記入してください(例:濃い茶色(5YR3/3)、薄い灰色(N8)、淡い緑色(10G6/2))。建築物については、その色に係る部分の面積も併せて記入してください。
- 7 構造の欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 8 工作物の高さ欄には、当該工作物の高さを記入してください。なお、建築物と一体となって 設置される工作物については、括弧書きで地盤面から当該工作物の上端までの高さも併せて記 入してください。
- 9 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入してください。
- 10 法及び条例に規定する図書を添付してください。

# 別記様式第2号(第3条関係)

### 景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

足利市長 あて

届出者 住 所 〒

氏 名

1

電話番号

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為	の場所	足利市								
景観 の	計画区域 区 分									
当者	刃届 出	届出日	年	月	日					
受耳	里 通 知	通知日	年	月	日	番号	뮷			
変更	の概要									
設計又は施行力	変更前									
設計又は施行方法の変更内容	変更後					※変	で更内容を示す図面を添付してください。			
居出	の内容に	住所 〒 氏名				電話番号				
	照会先	(法人その他の団体にあっては、その名称並びに代表者名及び担当者名並びにその主 たる事務所の所在地を記入してください。)								
備考							受付			

備考 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押 印を省略することができます。 別記様式第3号(第5条関係)別記様式第3号(第5条関係)

第	号	身	分	証	明	書						
	写真						所履職	名				
							氏					
0	景観法第17条第8項及 規定による原状回復 <sup>会</sup> を証する。											
									年	月	日	
					足利	利市	長				印	

備考 寸法は、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。

別記様式第4号(第7条関係)

### 景観重要建造物等現状変更許可申請書

年 月 日

足利市長 あて

申請者 住 所 〒

氏 名

(E)

電話番号

法人その他の団体にあっては、その名 称及び代表者名並びにその主たる事務 所の所在地を記入してください。

第22条第1項 の規定により申請します。 景観法

名	称	又	は	樹	種					
指	5	É	1	昏	号	第			号	
指	定	4	F	月	日		年	月	日	
所		7	Έ		地	足利	市			
行	為	為 の 種 類		類	建	造物	・除却 ととなる(修繕・模様替・色彩の変更)			
						樹	木	伐採・移	<b>β植</b>	
行	為	生行	ī i	う 理	由					
着	手	=	j.	定	日		年	月	日	
完	了	=	ř	定	日		年	月	日	
設施		计		ス	は法					
届係	出る		内照	容会	に先		, 人その他			電話番号 、その名称並びに代表者名及び担当者名並 を記入してください。)

備考 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印 を省略することができます。

# 別記様式第5号(第8条関係)

## 所有者変更届出書

年 月 日

足利市長 あて

届出者 住 所 〒

氏 名

A

電話番号

法人その他の団体にあっては、そ の名称及び代表者名並びにその主 たる事務所の所在地を記入してく ださい。

景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

名称又は樹種				
指 定 番 号	第			号
指定年月日		年	月	Ħ
所 在 地	足利市			
変更前の所有者	住所			
221111111111111111111111111111111111111	氏名			
変更後の所有者	住所			
及人区公川有石	氏名			
変更年月日		年	月	日
変更の理由				

備考 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。